

公益財団法人東京都教育支援機構工事積算内訳書等事後公表実施要綱

常務理事決定

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人東京都教育支援機構（以下「機構」という。）が東京都から受託して実施する工事のうち、起工業務仕様書に基づき実施する工事の工事積算内訳書等について、契約後公表を実施し、積算に関するより一層の公正性、透明性の向上を図ることを目的とする。

(公表資料)

第2条 公表資料は以下のとおりとする。ただし、機構が開示請求によることが適当と判断した工事に関する資料は除く。

(1) 土木工事

- ア 工事設計書
- イ 総括内訳書
- ウ 工種別内訳書（種別・形状・数量・単位）
- エ 諸経費計算書

(2) 建築工事

- ア 工事設計書
- イ 総括内訳書
- ウ 科目別内訳書（科目・内容・金額）
- エ 諸経費計算書

(3) 土木・建築以外の工事は上記（1）（2）のいずれかによる。

(対象案件)

第3条 令和4年度以降に契約締結した予定価格250万円を超える工事案件を対象とする。

(公表方法)

第4条 総務部総務課において、電子ファイルにより閲覧に供する。

- 2 電子ファイルの提供を希望する者に対して、電子メールにより当該電子ファイルを送信することができる。
- 3 第1項の閲覧者及び第2項の電子ファイルを提供した者について、別紙名簿

に必要な情報を記録する。

(公表期間)

第5条 契約締結の日から契約締結日の翌々年度の3月31日まで

(著作権)

第6条 公表資料は、私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製及び転用を禁止する。

(個人情報の保護)

第7条 機構は、本要綱に基づく公表に当たり、公益財団法人東京都教育支援機構個人情報保護基本方針に基づき、収集した個人情報を適切かつ安全に取り扱う。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。